

警告・禁止命令等の区別

	警 告	禁止命令等
要 件	① 被害者からの申出又は警察の職権 ② 法第3条違反(第2条第1項又は第3項に該当する行為があり被害者が不安を覚えていること)が認められること ③ 更に反復して行われるおそれがあると認められること	① 被害者からの申出又は警察の職権 ② 法第3条違反(第2条第1項又は第3項に該当する行為があり被害者が不安を覚えていること)が認められること ③ 更に反復して行われるおそれがあると認められること
方 法	行為者に対して、警告書を交付する	行為者に対して、禁止等命令書を交付する
事前手続	なし	行為者の言い分を聞くなどする「聴聞」を実施 ※ 緊急の場合は、事後に、行為者の言い分を聞くなどする「意見の聴取」を実施
効 果	行政指導 ※ 行為者に義務を課したり、その権利を制限するような法律上の拘束力なし	行政処分 ※ 行為者に義務を課し、その権利を制限する不利益処分
有効期間	なし	1年間 ※ 延長制度あり
違反した場合の罰則	なし ※ ただし、ストーカー行為罪に該当すれば1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	あり ※ 禁止命令等違反罪 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金